

当院は「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」及び「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」に基づき、次の事項について関東信越厚生局長野事務所長に届出を行い算定しています。

I . 基本診療科の施設基準

- 電子的診療情報連携体制整備加算2

II . 特掲診療科の施設基準

- がん治療連携指導料
- CT撮影及びMRI撮影
- 糖尿病合併症管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
- 在宅持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算